農 第 8 1 1 号 令 和 6 年 1 0 月 2 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

倉敷市長 伊 東 香 織

市町村名 (市町村コード)		倉敷市				
	(33202)					
地域名 (地域内農業集落名)	連島町鶴新田					
		( 下耕地・水門・元割 )				
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年8月19日				
		(第1回)				

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

市街化区域に囲まれ、農用地区域外の地域ではあるが、認定農業者を中心に、主にれんこんの生産地として農地利用されている。高齢化等による離農者の農地については認定農業者、新規就農者を中心に集積していくことが求められる。土地所有者の転用意向等もあり、地域として農地利用の方向性の共有が必要である。また、農道や水路の護岸整備などの農地の条件改善にも課題がある。

【区域の基礎的データ】

・主な作物:れんこん、水稲

# (2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の農業者は高齢化により今後離農者が増加することが想定される。主な作物であるれんこんは、土壌づくりが重要な作物であるため、農地交換による農地の集約化には適さないが、しばらくの間は地域内の認定農業者等担い手を中心に農地の流動化を図りながら農地の維持を目指す。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区址	47.4 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.4 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

Ē	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項													
	(1)農用地の集積、集約化の方針													
	高齢化等による離農者の農地は、農地中間管理機構を活用して地域内の認定農業者等を中心に流動化を図り、農地の集積を進める。													
	(2)農地中間管理機構の活用方針													
	地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積を進める。													
	ᄌᄼᄫᄳᅘᄲᅕᄬᆞᇫᇫᄧᄱᆉᅀᆝ													
	3) 基盤整備事業への取組方針													
	農道や水路、護岸の整備の検討により農地の条件改善を図り、効率的に営農できる農地の確保を図る。													
	(4)夕洋た奴労人の歴史。													
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針													
	認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JA等と相談体制を確立し、農地貸借手続きや技術的指導の支援を行って いく。													
	,'`o													
	5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針													
	地域の担い手への作業委託	こより	J合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。											
•	以下任意記載事項(地域の実													
	□ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等					
	□ ⑥燃料・資源作物等		⑦保全•管理等		⑧農業用施設		9耕畜連携等		⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】	II												
ı														